

山鹿市産木材の家づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新築される木造住宅における山鹿市産木材の使用を促進し、山鹿市産木材の需要の増進及び林業の活性化を図るための補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 専ら人の居住の用に供する部分の主要構造部を木造とする住宅（共同住宅を除き、店舗等居住の用以外の用に供する部分を有する住宅を含む。）をいう。
- (2) 山鹿市産木材 山鹿市内で育林をされた木材をいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱による補助の対象とする木造住宅は、市内に新築される木造住宅で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) その建築主が自ら居住するため所有し、又は所有しようとするものであること。
- (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものであること。
- (3) 当該新築において使用する木材の100分の60以上を山鹿市産木材とするものであること。
- (4) その建築主が市内に住所を有する者又は当該新築の後本市に住所を有しようとする者であること。
- (5) その建築主が市町村税を滞納していない者であること。
- (6) その建築主を含む全ての世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (7) その他市長が当該補助金の交付の対象として不適当と認める者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる木造住宅の新築において使用する山鹿市産木材の購入に要する費用（店舗等居住の用以外の用に供する部分を有する木造住宅にあっては、当該居住の用以外の用に供する部分に使用する山鹿市産木材の購入に要する費用を除く。）の100分の50に相当する額とし、100万円を限度とする。この場合において、その補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の山鹿市産木材の購入に要する費用には、製材後の加工に要する費用（プレカット代等をいう。）は算入しない。

(事前承認の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、建築工事に着手する前に、山鹿市産木材の家づくり推進事業補助金交付承認申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提

出し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) 位置図、平面図、立面図及び施工計画書
- (2) 使用木材明細書
- (3) 建築確認済証の写し（建築確認が不要な工事にあつては、建築工事届の写し）
- (4) 住民票の写し
- (5) 市町村税の未納がない旨の証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の要件に適合するかどうか等を確認し、その結果を当該申請をした者に通知する。

3 第1項の承認を受けた者は、当該承認の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 前条第1項の承認を受けた者であつて、補助金の交付の申請をしようとするものは、建築工事が完了した後30日を経過する日までに、山鹿市産木材の家づくり推進事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出来高の位置図、平面図及び立面図
- (2) 使用木材実績明細書
- (3) 木材の出荷証明書等山鹿市産木材を使用したことが証明できる書類
- (4) 工事現場及び木材検査確認写真
- (5) 完了検査済証の写し（建築確認が不要な場合を除く。）
- (6) 住民票の写し（承認申請時に本市に住所を有していなかった場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査等及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

（財産処分の制限）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けて新築した木造住宅を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数の期間内において、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、解体し、又は担保に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に建築確認済証の交付（建築確認が不要な場合にあつては、建築工事届の受理）がされる木造住宅の新築について適用する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定されたこの要綱に基づく補助金については、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第2号（第6条関係）

山鹿市産木材の家づくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所
（申請者）
氏 名 印

山鹿市産木材の家づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額 金 _____ 円

添 付 書 類

- 1 出来高の位置図、平面図及び立面図
- 2 使用木材実績明細書
- 3 木材の出荷証明書等山鹿市産木材を使用したことが証明できる書類
- 4 工事現場及び木材検査確認写真
- 5 完了検査済証の写し（建築確認が不要な場合を除く。）
- 6 住民票の写し（承認申請時に本市に住所を有していなかった場合に限る。）
- 7 その他市長が必要と認める書類